

平成26年度 財政収支調査票（甲）の記入方法等について

この調査は、群馬県県民経済計算推計に必要なデータについて調査するものです。
御多用中誠に恐縮ですが、趣旨を御理解いただき、御協力くださいますようお願い申し上げます。

- <調査対象機関> 群馬県内に所在する国の機関及び認可法人等
- <調査内容> 群馬県内における平成26年度の歳入・歳出額等
- <回答期限> 平成28年3月11日（金）
- <回答・連絡先> 〒371-8570
群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県 企画部 統計課 統計分析係（事務担当：藍澤）
電話：027-226-2405（ダイヤルイン）
FAX：027-224-9224
E-mail：aizawa-to@pref.gunma.lg.jp

※ 調査票様式のダウンロードは [こちらから](http://toukei.pref.gunma.jp/pec/index.html) → <http://toukei.pref.gunma.jp/pec/index.html>

<調査票の記入方法>

- ◆ 複数の会計がある場合、調査票は会計ごとに作成してください。
- ◆ 各計数は、以下の点に御注意の上、群馬県内分を記入してください。
 - ・ 県内所在の所轄の出先又は関係機関を含めてください。
 - ・ 県外所在機関と合わせて経理を行っている場合は、県内所在機関の活動分（歳入・歳出額）を抽出の上記入してください。
 - ・ 群馬県内分の把握が困難な場合は、全管轄分の計数を記入し、該当項目の「全管轄」欄に○印を付けるとともに、「備考1」欄に全管轄分に占める群馬県分の割合（％）を記入してください。割合は、職員数や事業量の按分等により算出してください。
- ◆ 金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。（例：5,600円→6 と記入）

A 機関

- ・ 調査票中の（注）項目に係る記入内容は以下のとおりです。

注	番号	項目	記入内容
注1	2	会計名	一般会計、〇〇特別会計 等、該当の会計（勘定）名
注2	3	職員数（常勤職員）	「C 歳出」の「02職員基本給」「03職員諸手当」「04超過勤務手当」の支給対象となる一般職及び特別職の職員
		（非常勤職員）	常勤職員以外の一般職及び特別職の職員等
		（賃金職員）	「C 歳出」の「09庁費の類 うち賃金」の支給対象となる職員
注3	4	建物延床面積	貴機関の所有する建物のうち、群馬県内に所在する建物の延床面積（他から貸与を受けているものは対象外です）

B 歳入

- ・ 各番号及び項目名
国の予算・決算書から主な調査対象項目を抽出し、そのコード番号及び項目名を記載したものです。該当項目がない場合は、類似の項目に記入してください。
いずれにも当てはまらないものは、「9999 その他の歳入」欄にまとめて記入してください。
- ・ 歳入合計
記入した会計の歳入総額となるよう記入してください。

C 歳出

- ・ 各番号及び項目名
国の予算・決算書から主な調査対象項目を抽出し、そのコード番号の下2桁及び項目名を記載したものです。該当項目がない場合、類似の項目に記入してください。
いずれにも当てはまらないものは、「99その他の歳出」欄にまとめて記入してください。
- ・ 歳出合計
記入した会計の歳出総額となるよう記入してください。
- ・ 調査票中の（注）項目に係る記入内容は以下のとおりです。

注	番号	項目	記入内容
注1	02	職員基本給	職員俸給、扶養手当、調整手当
注2	03	職員諸手当	管理職手当、初任給調整手当、通勤手当、期末・勤勉手当等
注3	04	超過勤務手当	一般職及び特別職の定員職員に対する超過勤務手当、休日給及び夜勤手当
注4	06	諸謝金、〇〇謝金	国の事務、事業及び試験研究等を委嘱された者又は協力者に対する報酬及び謝金
注5	06	社会扶助的性格のもの	下記科目の合算額 特別給付金、船員離職者職業転換等給付金、留守家族等援護費、引揚者給与費、未帰還者特別措置費、戦傷病者特別援護費

注	番号	項目	記入内容
注6	06	資本移転的性格のもの	下記科目の合算額 〇〇賞金、〇〇褒賞、埋蔵文化財報償金、国宝重要文化財出陳給与金、協力援助者災害給付金、証人等被害給付金、犯罪被害給付金、被収容者作業死傷手当、職業補導死傷手当
注7	07	報償費	国の事務又は事業に関する功労があった者等に対し、特にその労苦に報い更にそのような寄与を奨励することを適当と認める場合において使用する経費、又は部外の協力者に対して、謝礼的ないし代償的な意味において使用する経費
注8	07	褒賞品費	功労者等被表彰者に対する記念品等の代価
注9	08	施設施工旅費	測量・検査の旅費等
注10	09	賃金	事務補助等の単純労務に服する者（施設関係を除く）に対する賃金
注11	09	賃金職員の保険料	「うち賃金」欄の対象となる者に対する社会保険料
注12	10	原材料費	各種施設で売払製造品等を製造するための諸材料の代価等（病院の医薬品等購入費、患者食糧費は除く）
注13	15	施設費の類	建物、工作物、船舶等の新営、建造、改修、購入に要した経費等（ 内訳表にも記入してください ） （関東地方整備局への支払委任分は含めないでください）
注14	16	国家公務員共済組合負担金	国家公務員共済組合への支払額のうち、使用者側の負担金額
注15	16	補助金（経常補助金）	産業振興あるいは製品の市場価格を低める等の、政府の政策目的によって政府から企業、政府企業、企業に奉仕する民間非営利団体に対して、一方的に支出される経費の合計額（ 内訳表にも記入してください ） 〈例〉赤字損失補償、価格調整費、利子補給金、試験研究費補助金、その他の産業振興費及び運営費等
注16	16	対家計民間非営利団体に対するもの	労働、学術、文化、政治、社会福祉事業等の企業性格を有しない団体に対する経常的な補助金の合計額 （予算書、決算書の経済性質別コード番号「71」で目番号「16」の科目が該当）
注17	16	資本移転	投資目的のため、または資本、資産、運転資産の破壊、損害、その他の損失を補うために支払われた補助金、交付金の合計額（ 内訳表にも記入してください ） 〈例〉鉄道・運輸機構工事費補助金、私立大学研究施設整備等補助金
注18	16	個人に対するもの	個人（家計）に対して一方的に支出される経費の合計額（ 内訳表にも記入してください ） 〈例〉重要無形文化財保存特別助成金等
注19	16	社会扶助的性格のもの	貴機関から地方政府に対して支出される経費のうち、個人及び家計に対して支出される経費の合計額（経済性質別コード番号「84」で目番号「16」の科目が該当） 〈例〉生活保護費補助金、児童保護費等補助金
注20	18	支払利子等	支払利子の支出額 〈例〉国債整理基金特別会計「利子及び割引料」（日本政策金融公庫（農林水産事業）の支払利子を除く）、財務省「国庫受入預託金利子」、外国為替資金特別会計「外貨預金利子」
注21	19	保証金の類	民事訴訟に伴う保証金等
注22	20	補償金の類	刑事補償金、移転補償金、土地復旧補償金等
注23	21	遺族年金等	戦傷病者戦没者遺族特別法に基づく障害年金、遺族年金及び遺族給与金並びに遺族一時金、障害一時金等
注24	21	国会議員互助年金等	国会議員互助年金、文官等恩給費、旧軍人遺族等恩給費
注25	22	特別会計への繰入	一般会計から貴所管の非企業（企業）特別会計への支出額（ 内訳表にも記入してください ）
注26	25	供託金利子	供託法第3条による供託金の利息
注27	26	その他の歳出	01～25のいずれにも該当しない支出項目がある場合、その費目名及び支出額を記入してください。
注28	08 09 14 15 16	公共事業費も含む	「(公共事業費も含む)」と表示された項目（内訳含む）については、国の直轄又は補助によって施工される河川、道路、砂防等の公共的土木工事・建設工事に関する経費（用地買収費・補償費を除く）を含めて記入してください。

D 内訳表

C 歳出で「※内訳表記入」と記載された項目について、その内訳を記入してください。

E 特定調査項目

文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の機関のうち、各項目に該当する実績がある場合のみ記入してください。